

報道関係者 各位

神奈川労働局発表

令和元年11月28日

(担当)

職業安定部 職業対策課

課長 柳田 進一

課長補佐 服部 吉泰

高齢者対策担当官 岩附 紀和

(電話) 045-650-2817

令和元年「高年齢者の雇用状況」集計結果

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

① 65歳までの雇用確保措置のある企業は99.9%

② 65歳定年企業は18.0% (対前年0.9ポイント増)

II 66歳以上働ける企業の状況

① 66歳以上働ける制度のある企業は28.6% (対前年3.0ポイント増)

② 70歳以上働ける制度のある企業は26.9% (対前年3.0ポイント増)

③ 定年制廃止企業は2.8% (変動なし)

神奈川労働局では、このほど、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、令和元年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)を取りまとめましたので、公表します。

高年齢者が年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業7,295社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

今後とも、生涯現役で働くことのできる社会の実現に向けたさらなる取組を行うとともに、雇用確保措置を実施していない企業に対して、神奈川労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を実施していきます。

【集計結果の主なポイント】※ [] は対前年差

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置のある企業は計7,289社、99.9% [変動なし] (11ページ表1)

② 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は1,310社 [62社増加]、18.0% [0.9ポイント増加] (14ページ表5)

- ・ 中小企業では1,222社 [56社増加]、18.9% [0.8ポイント増加]
- ・ 大企業では88社 [6社増加]、10.5% [0.7ポイント増加]

II 66歳以上働ける企業の状況

① 66歳以上働ける制度のある企業の状況

66歳以上働ける制度のある企業は2,083社 [219社増加]、割合は28.6% [3.0ポイント増加] (15ページ表6)

- ・ 中小企業では1,871社 [184社増加]、29.0% [2.8ポイント増加]
- ・ 大企業では212社 [35社増加]、25.3% [4.1ポイント増加]

② 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は1,963社 [225社増加]、割合は26.9% [3.0ポイント増加] (15ページ表7)

- ・ 中小企業では1,767社 [193社増加]、27.4% [3.0ポイント増加]
- ・ 大企業では196社 [32社増加]、23.4% [3.7ポイント増加]

③ 定年制廃止企業の状況

定年制の廃止企業は203社 [2社減少]、割合は2.8% [変動なし] (12ページ表3-1)

- ・ 中小企業では198社 [4社減少]、3.1% [変動なし]
- ・ 大企業では5社 [2社増加]、0.6% [0.2ポイント増加]

詳細は、次ページ以下をご参照ください。

<集計対象>

- 神奈川県内の常時雇用する労働者が31人以上の企業7,295社
(報告書用紙送付事業所数7,538事業所)

中小企業 (31~300人規模) : 6,458社
(うち31~50人規模 : 2,340社、51~300人規模 : 4,118社)
大企業 (301人以上規模) : 837社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。(注))の実施済企業は7,289社、99.9%[変動なし]、51人以上規模の企業で4,950社、99.9%[変動なし]となっている。

雇用確保措置が未実施である企業は6社、0.1%[変動なし]、51人以上規模企業で5社、0.1%[変動なし]となっている。(11ページ表1)

(注)雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じなければならない。

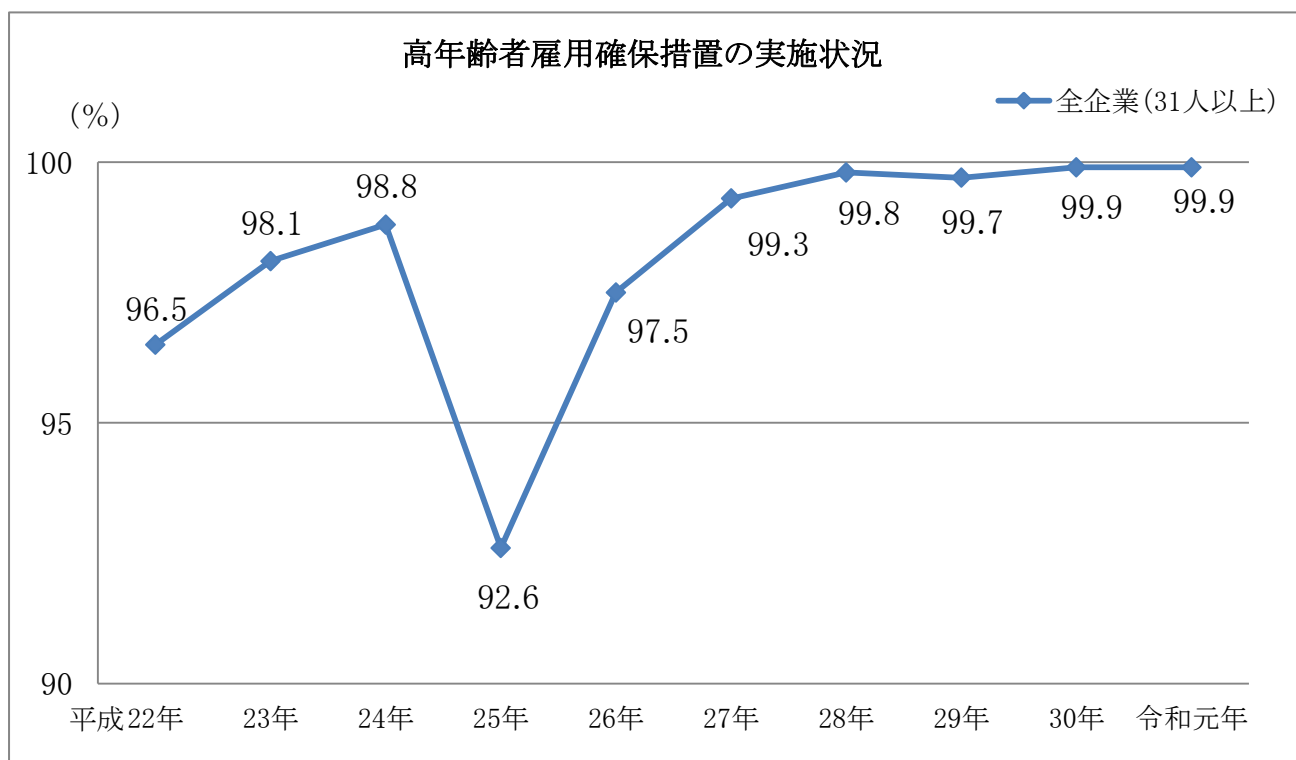
- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度等※)の導入

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いて雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。ただし、24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年度までに段階的に引き上げているところ(経過措置)。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では837社、100.0%[0.1ポイント増加]、中小企業では6,452社、99.9%[変動なし]となっている。

(11ページ表1)



※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があったため、平成24年と25年の数値は単純比較できない。

(参考) 51人以上規模企業

(%)

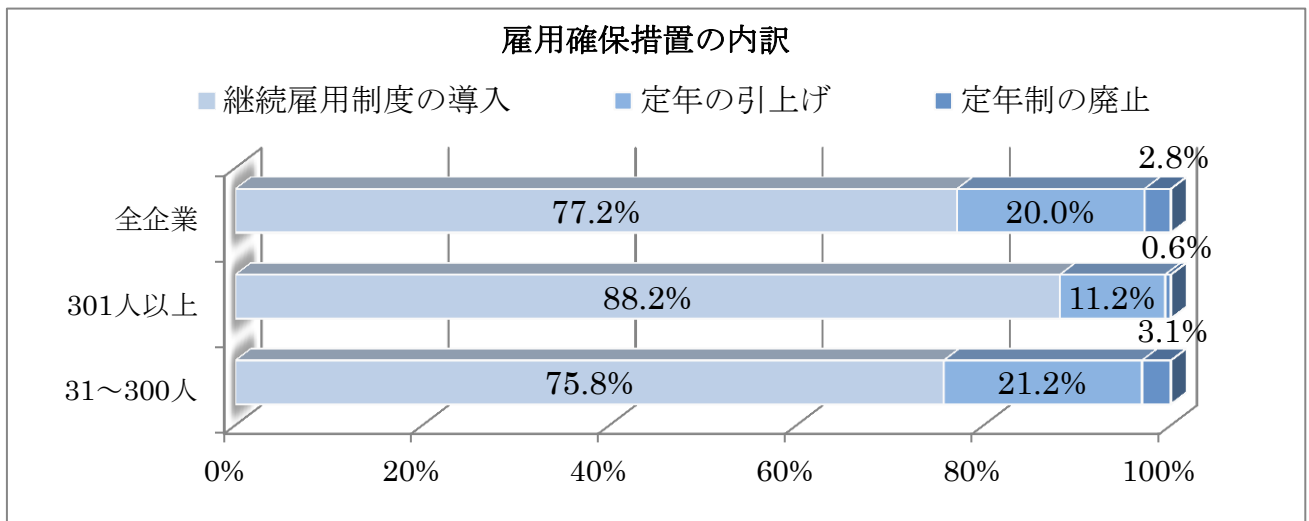
平成22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
97.5	98.6	99.1	93.1	98.1	99.5	99.9	99.9	99.9	99.9

(3) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

- ① 「定年制の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は203社、2.8%[変動なし]、
- ② 「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は1,460社、20.0%[1.0ポイント増加]、
- ③ 「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は5,626社、77.2%[1.0ポイント減少]

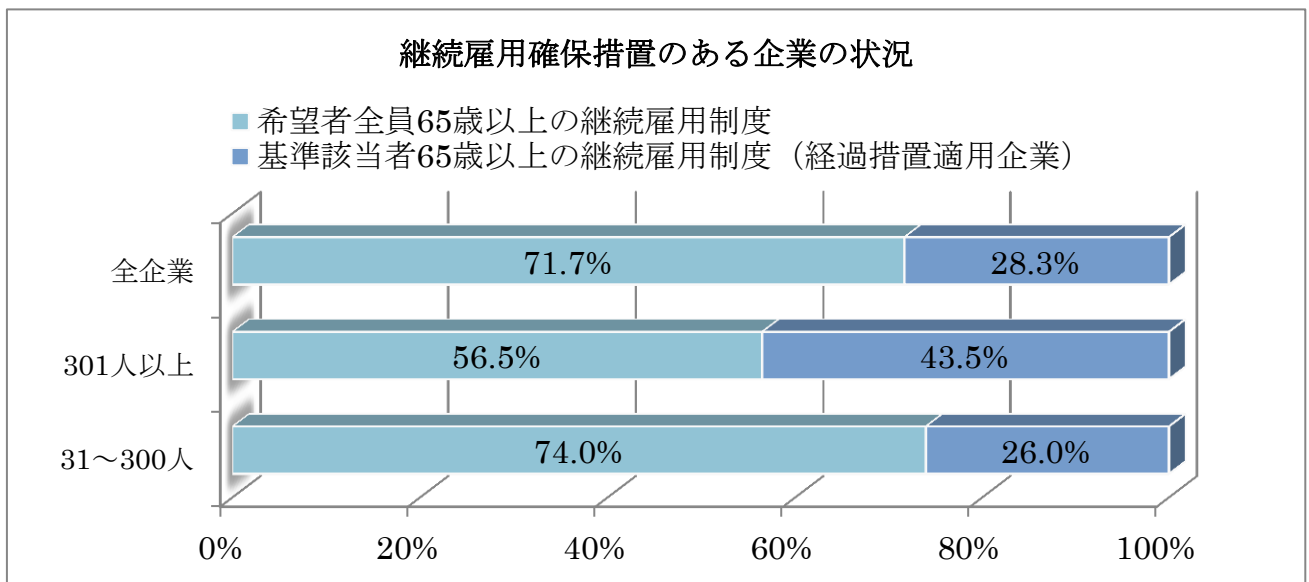
となっており、定年制度(①、②)により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度(③)により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(12ページ表3-1)



(4) 継続雇用確保措置のある企業の状況

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(5,626社)のうち、

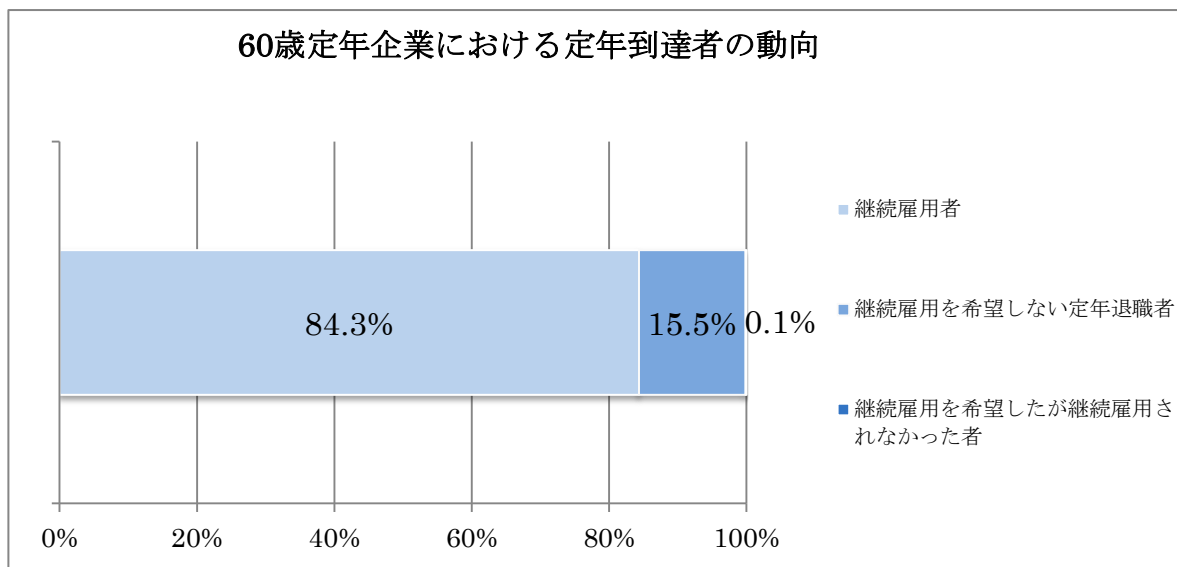
- ① 希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度を導入している企業は4,033社、71.7%[1.7ポイント増加]、
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は1,593社、28.3%[1.7ポイント減少]となっている。(12ページ表3-2)



2 60歳定年到達者の動向

(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向

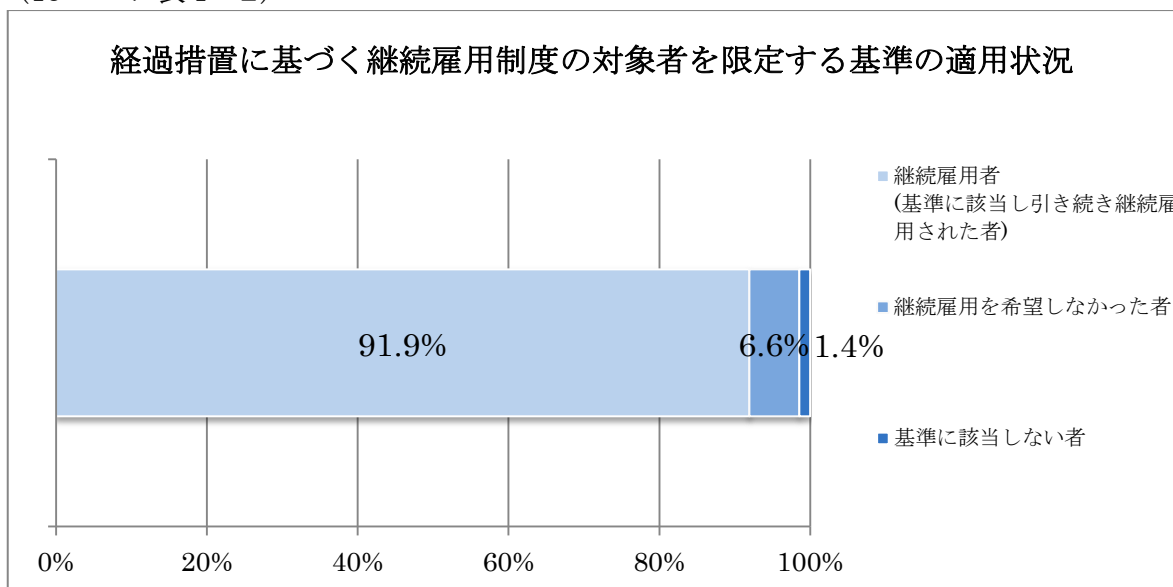
過去1年間(平成30年6月1日から令和元年5月31日)の60歳定年企業における定年到達者(16,505人)のうち、継続雇用された者は13,919人(84.3%) (うち子会社・関連会社等での継続雇用者は467人)、継続雇用を希望しない定年退職者は2,562人(15.5%)、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は24人(0.1%)となっている。(13ページ表4-1)



(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

平成30年6月1日から令和元年5月31日までの間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(平成31年4月1日以降は63歳)に到達した者(3,604人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は3,313人(91.9%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は239人(6.6%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は52人(1.4%)となっている。

(13ページ表4-2)

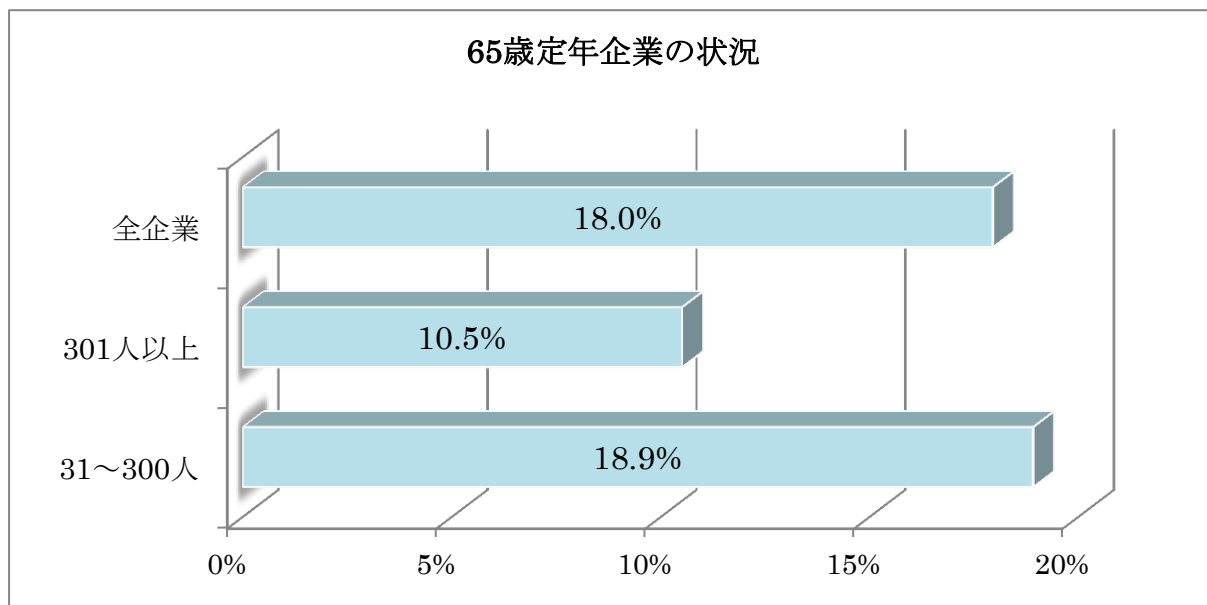


3 65歳定年企業の状況

定年を65歳とする企業は1,310社[62社増加]、報告した全ての企業に占める割合は18.0%[0.9ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では1,222社[56社増加]、18.9%[0.8ポイント増加]、
- ② 大企業では88社[6社増加]、10.5%[0.7ポイント増加]となっている。(14ページ表5)



4 66歳以上働ける制度のある企業の状況

(1) 66歳以上働ける制度のある企業の状況

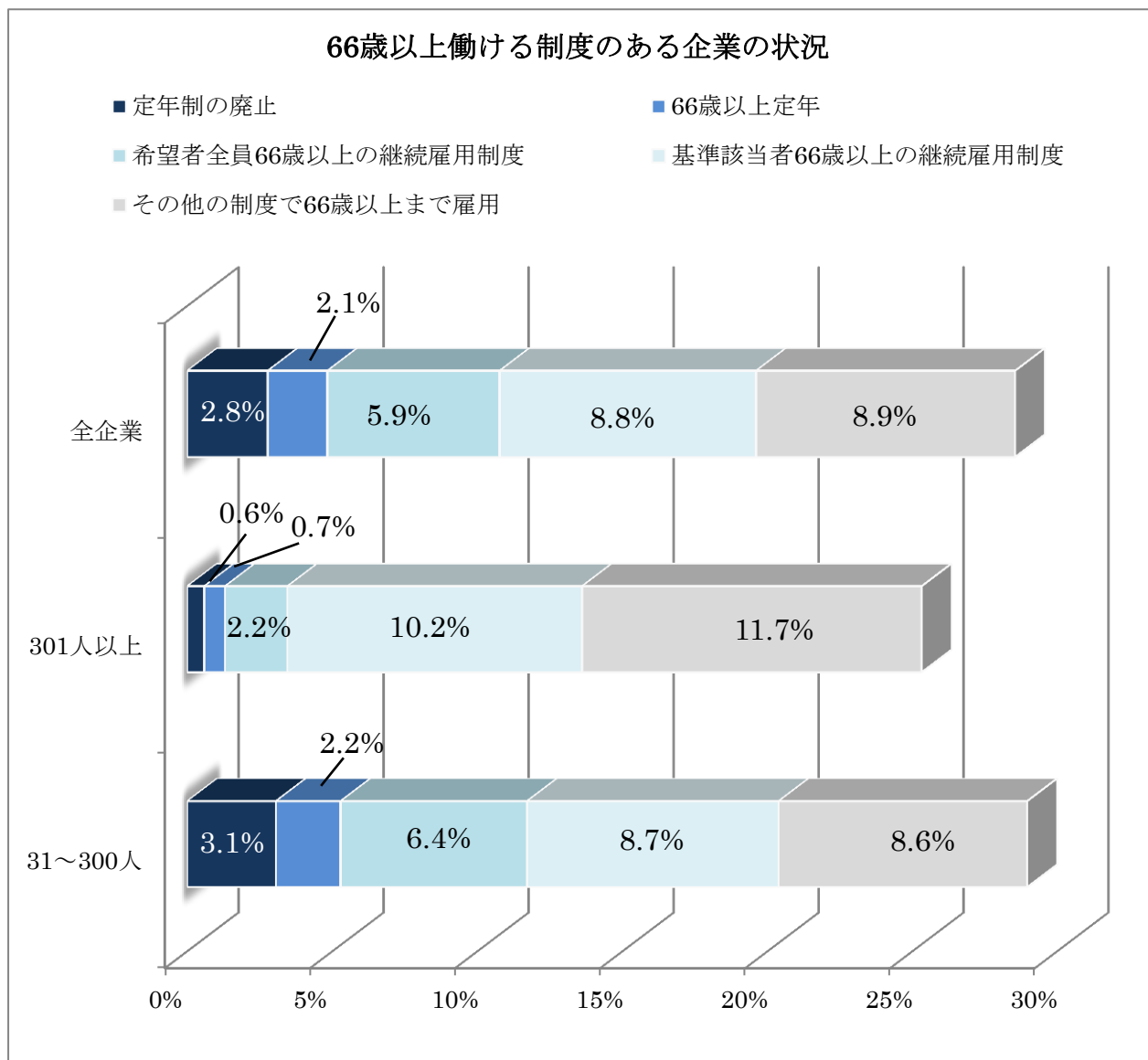
66歳以上働ける制度のある企業は、2,083社[219社増加]、報告した全ての企業に占める割合は28.6%[3.0ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

① 中小企業では1,871社[184社増加]、29.0%[2.8ポイント増加]、

② 大企業では212社[35社増加]、25.3%[4.1ポイント増加]

となっている。(15ページ表6)



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他の制度で66歳以上まで雇用」とは、希望者全員や基準該当者を66歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上働ける制度のある企業の状況

70歳以上働ける制度のある企業は、1,963社[225社増加]、報告した全ての企業に占める割合は26.9%[3.0ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では1,767社[193社増加]、27.4%[3.0ポイント増加]、
 - ② 大企業では196社[32社増加]、23.4%[3.7ポイント増加]
- となっている。(15ページ表7)

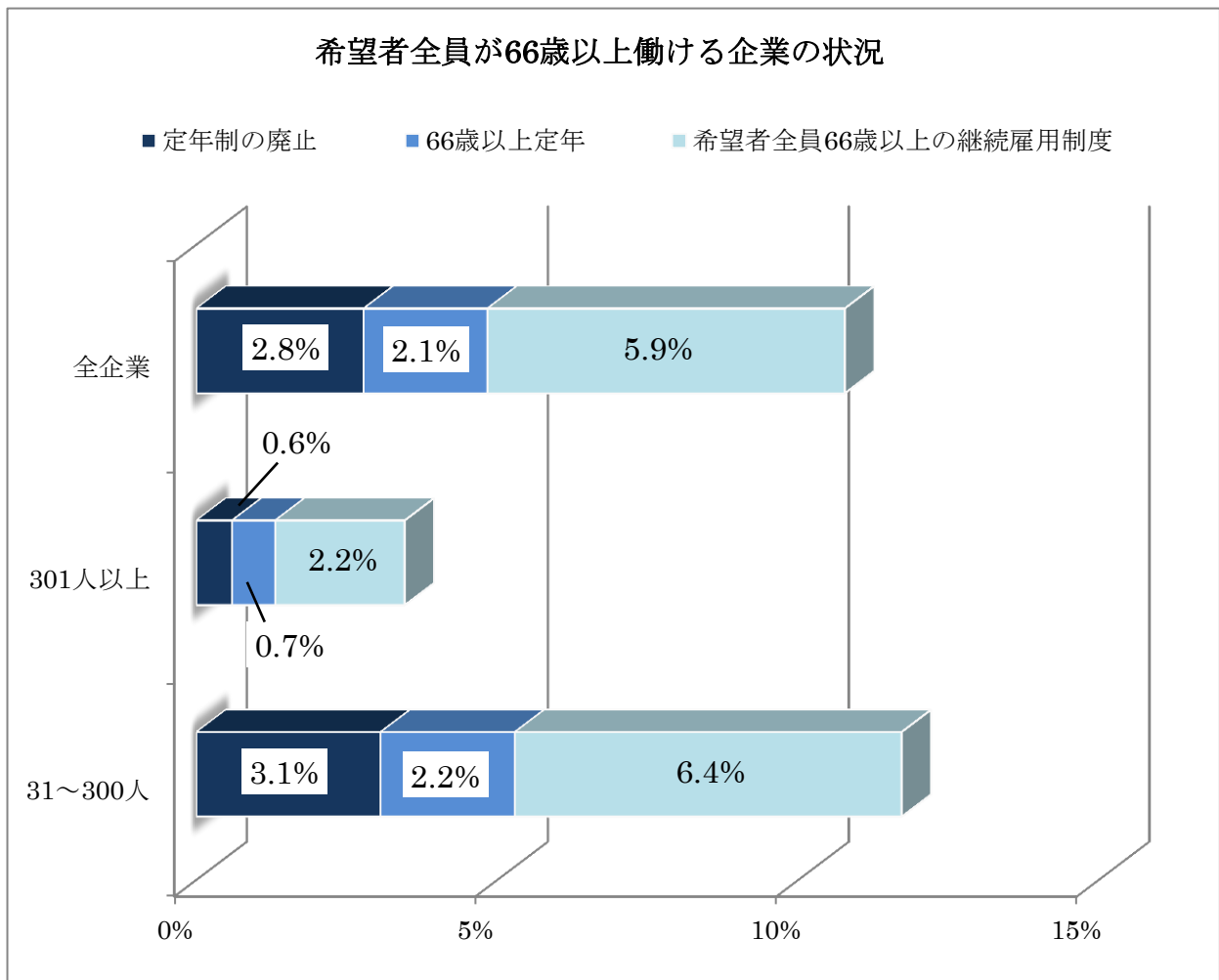
5 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

(1) 希望者全員が66歳以上働ける企業の状況

希望者全員が66歳以上まで働ける企業は786社[53社増加]、報告した全ての企業に占める割合は10.8%[0.7ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では757社[54社増加]、11.7%[0.8ポイント増加]、
 - ② 大企業では29社[1社減少]、3.5%[0.1ポイント減少]となっている。
- (15ページ表6)



(2) 定年制廃止および66歳以上定年企業の状況

① 定年制を廃止している企業は、203社[2社減少]、報告した全ての企業に占める割合は2.8%[変動なし]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では198社[4社減少]、3.1%[変動なし]、

イ 大企業では5社[2社増加]、0.6%[0.2ポイント増加]

となっている。

② 定年を66～69歳とする企業は、52社[9社増加]、報告した全ての企業に占める割合は0.7%[0.1ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では50社[9社増加]、0.8%[0.2ポイント増加]、

イ 大企業では2社[変動なし]、0.2%[変動なし]

となっている。

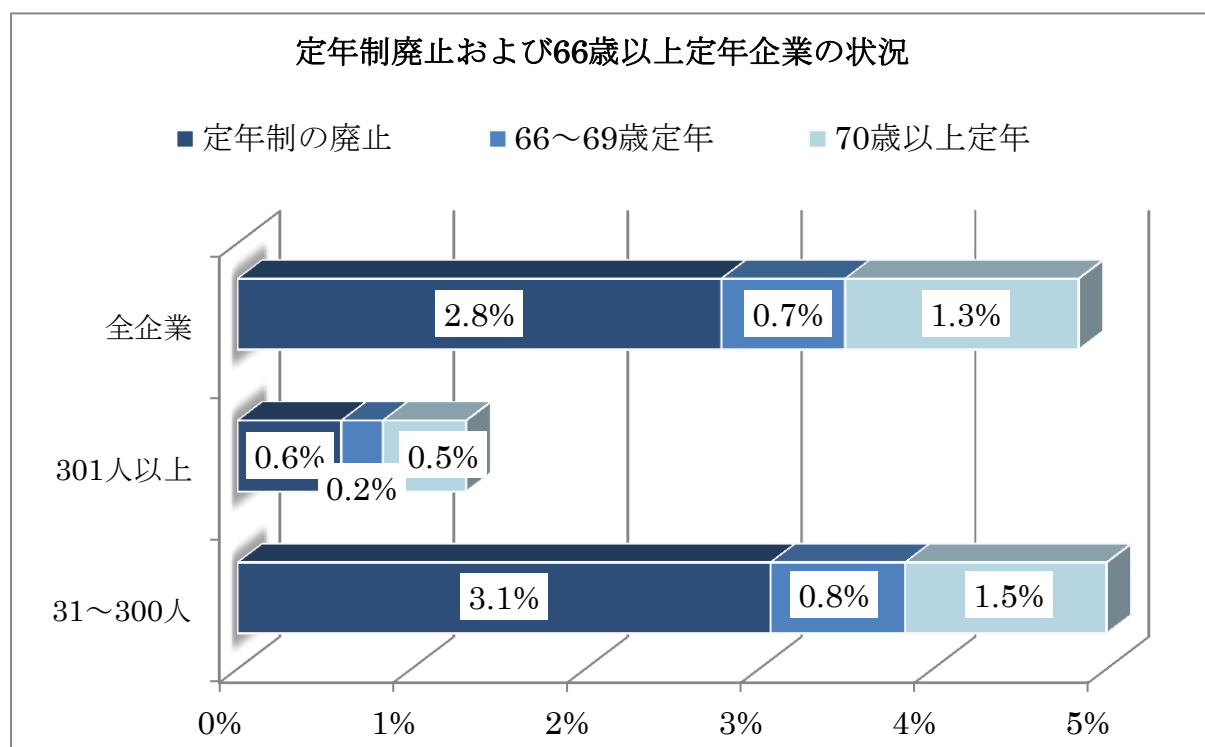
③ 定年を70歳以上とする企業は、98社[9社増加]、報告した全ての企業に占める割合は1.3%[0.1ポイント増加]となっている。

企業規模別に見ると、

ア 中小企業では94社[11社増加]、1.5%[0.2ポイント増加]、

イ 大企業では4社[2社減少]、0.5%[0.2ポイント減少]

となっている。(14ページ表5)



6 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が6社あることから、これら企業に対しては、神奈川県労働局、ハローワークによる計画的かつ重点的な個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた取組

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下等を踏まえ、生涯現役社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤としつつ、高齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にかかわらず働き続けることが可能な企業の普及・啓発に引き続き取り組む。